



平成5年5月25日

第141号

(2)

日赤では、職員が骨髄移植のため休暇を要する場合、就業規則準則第33条11号(施設長の承認の項)を適用してドナー休暇(特別休暇扱い)を新設し、四月一日から適用されることになりました。

今回の措置は、国家公務員に対しても新設されたドナー休暇を、日赤においても取り入れることになったのです。

(骨髄移植とは)

白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症などの難病の治療として骨髄移植が行われます

が、誰の骨髄でも良いというわけではありません。

移植された骨髄がうまく機能するためには、患者さんの白血球の型(HLA型)が提供する

方(ドナー)と致する必要が

あります。しかし、この型が兄

姉妹以外で一致するのは数百

人から数万人に一人と稀であ

り、適合せずに骨髄移植を受けられない患者さんは少なくあり

ません。

(骨髄バンクについて)

骨髄移植のためドナーを募

り、HLA型を検査・登録し

骨髄データセンターが紹介され

ます。

(ドナー希望から提供まで)

登録希望者が骨髄移植推進財

団にハガキで申込むと、近くの

①登録手続き(VTR説明)

②登録手続(10回採血)

になります。

(日赤のドナー休暇)

特別休暇として取扱われる範

囲は次の通りです。(連絡第九

八七号参照)

●登録手続(10回採血)

●登録手續(10回採血)

●登録手續(10回採血)